

基本目標2 豊かな心と健やかな体の育成

1 豊かな心の育成

①道徳教育の充実

子どもたちを取り巻く環境の変化等により、生命を尊重する精神や自分を大切にする気持ちの乏しさ、自立の遅れ、倫理観や社会性の不足、規範意識や人間関係を形成する力の低下などが指摘されています。

新学習指導要領においても、学校の教育活動の中で、法やルールの意義や、それらを遵守することの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが重視されています。

このような中で、感謝する心や感動する心、思いやりの心など子どもたちの豊かな人間性や社会性を育み、人間としてのあり方や生き方を考える道徳教育の充実が求められています。

○独自教材による道徳教育の充実

児童生徒の実態を踏まえ、教育活動全体を通して、発達段階に応じた道徳教育を推進します。

また、福井県独自の道徳教育用教材を作成・活用し、自らのあり方や生き方について深く考え、夢や目標に向かって、失敗を恐れずに挑戦しようとする児童生徒を育てます。

○保護者・地域参加型の道徳授業

学校における道徳教育への理解と協力を家庭や地域から得るため、親子で一緒に道徳の授業を受けたり、学校から外に出て地域の中で授業を行うなど、家庭や地域社会と一体になった道徳授業を実践します。

○子どもと地域を「ことばで結ぶ」絆づくり運動

身近な地域であいさつを通してお互いの「つながり感」を深めるなど、福井型コミュニティスクールを中心に、地域ぐるみで豊かな心を育む道徳的実践活動を推進します。

○道徳的実践の場としての体験活動・奉仕活動の充実

集団での宿泊体験や自然体験などの活動を通して、感動する心を育てます。

また、子どもたちの社会性を育むため、学校活動の中で、奉仕活動をする機会を充実します。

②人権教育の充実

21世紀は「人権の世紀」といわれるように、私たち一人ひとりが人権問題について正しく理解し、確かな人権感覚を身につけ、基本的人権を尊重することが強く求められています。

本県においても、平成18年1月に、「県民一人ひとりが、あらゆる機会において人権教育に参画し、日常生活における実践を通じて、福井県において人権という普遍的文化の構築を目指すこと」を基本理念とする「福井県人権施策基本方針」を策定し、すべての人々の権利が尊重される明るい地域社会づくりに努めています。

しかし、女性や児童、高齢者、障害者等社会的弱者への虐待やインターネット等による誹謗・中傷など人権侵害の事案が増加しています。

人権を尊重する理念を正しく理解し、これを実践する態度を身につけるよう、あらゆる機会を通して人権教育の推進を図る必要があります。

○計画的・組織的な人権教育の推進

各学校のスクールプランの中に人権教育を正しく位置づけ、その目標とするところを各教科等の指導を通して達成できるようにするとともに、地域の実情や児童生徒の発達段階を十分踏まえて計画的に推進します。

また、県内の学校すべてにおいて人権教育担当者を中心に組織的な指導を推進し、全教職員が同和問題をはじめとする様々な人権問題や人権教育のあり方等について十分研修を深めて共通理解を図ります。

○指導者の育成と資質の向上

各市町の社会教育主事や人権問題社会教育指導員等の研修を充実します。

また、人権教育の実践者を講師として起用するなど各種研修会を通して人権教育を進めます。

○人権教育の指導内容および指導方法の工夫・改善

体験活動や参加体験型の学習活動を通して、人権感覚の育成と実践力の向上を図ります。

また、人権に関する冊子やリーフレット、視聴覚教材等を活用して、人権教育の啓発の推進、指導内容および指導方法の工夫・改善に努めます。

③豊かな体験活動の推進

少年犯罪やいじめ、ひきこもりといった青少年を取り巻く問題の背景には、都市化や少子化、人間関係の希薄化など社会環境の変化による規範意識や思いやりの心の未発達、コミュニケーション能力の低下があることなどが指摘されています。

規範意識や豊かな人間関係を構築する力など社会性を育成するためには、五感すべてを用いる体験活動が効果的と言われています。

学校や地域では様々な体験活動が行われていますが、さらに長期の宿泊体験活動のメニューの開発や地域のネットワークの活用などによる豊かな体験活動の推進が求められています。

○時代のニーズに対応した新たな体験学習の構築

異世代や他地域との交流を盛り込んだ、多様な体験学習を提供します。

特に、不登校やひきこもりなど自立が必要な子どもたちの社会性を育むため、集団宿泊活動や自然体験活動等の活用を進めます。

また、子ども会やボーイスカウト等社会教育団体と連携し、体験活動の充実を図ります。

○学校における多様な体験活動の推進

2泊3日以上集団宿泊体験や職場体験、ボランティア体験等、自然や地域社会の中で多様な体験活動を実施してもらうため、学校が活用しやすい長期宿泊体験活動のメニューの開発などを通して、学校を支援します。

○青少年教育施設の機能の充実

子どもたちが自然の中での長期集団宿泊や体験活動を通して、規範意識や人間関係能力、社会性等を身につけられる環境づくりを進めます。

また、施設のスタッフのコーディネート機能を高め、地域資源や他の体験・文化施設等と連携した魅力ある体験活動メニューづくりをはじめ、異世代・異種団体との交流活動の機会の提供など機能の充実を図ります。

○農業体験活動を通じた食農教育の推進

米づくり、梅もぎ、らっきょう切りなど、地域の特色を活かした農業体験を通して、農業・農産物に対する理解を深め、生産者への感謝や郷土への愛着を育みます。

○伝統的地場産業に関する学習体験の拡充

繊維、眼鏡、和紙、打刃物、塗り箸などの伝統的地場産業について理解を深めるため、地元企業や地域の協力を得ながら、社会科や総合的な学習において、現場見学・職場体験を推進します。

④環境教育の推進

地球温暖化等地球規模の環境問題が深刻化している中で、子どもたちが身近なところから環境の大切さについて学び、日々の生活の中で実践する環境教育の重要性が指摘されています。

しかし、環境教育は教科として位置づけられてはいないため、小・中・高校教育を貫く系統だったカリキュラムが十分には開発されておらず、個別の実践活動に終わってしまう場合も見受けられます。

豊かな水や緑など自然に恵まれた県土を次の世代へ守り育てていくためにも、地域の特性を生かした、系統性のあるカリキュラムの開発や環境教育に携わる教員の指導力の向上を図ることが必要です。

○体系的な環境教育の推進

各学校に環境教育や環境学習を進める担当者を置いて、全体計画や年間指導計画に基づいた環境教育を推進します。

幼児期から身近な生き物に触れる体験を行うことにより、生物多様性の重要性を学習します。

○体験を重視した環境学習の充実

本県独自の環境学習用副読本「エコ・ワークブック」を活用した環境学習を学校の内外で進めるとともに、子どもたちの主体的な環境学習や実践活動を行う「こどもエコクラブ」の登録を進め、活動や交流を支援します。

また、環境・エネルギーに関する専門家として県に登録している「環境アドバイザー」等を学校に招き、児童生徒の環境・エネルギーについての理解や関心を深めます。

環境教育の推進役を期待される教員の指導力向上に向けた研修や、環境・エネルギー教育に関する資機材の活用研究を進め、授業の改善や充実を図ります。

○ユネスコスクール参加校の拡大

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）では、私たちと私たちの子孫が、この地球で生きていくことを困難にするような問題について考え、立ち向かい、解決するための学びである「持続発展教育（Education for Sustainable Development）」を、ユネスコスクールを推進拠点として進めています。

「国連持続発展教育の10年」と位置づけられている平成26年までの間に、本県においても持続発展教育に取り組むユネスコスクールの参加校を拡大します。

⑤ふるさと教育の推進

子どもたちが、ふるさとの自然や伝統、産業などを学び、関心を深めることは、それらを育んできた郷土を愛するとともに、ふるさとの誇りを持ち、地域の一員としてふるさとの発展に貢献する心を育てることにつながります。

子どもたちが、ふるさと福井の良さを認識し、ふるさとの将来像を描けるようにするには、子どもたちが実際に地域に出て、地域の伝統的な行事や社会貢献活動に参加・体験する機会を、地域と連携して設けていく必要があります。

○学校教育の中での「ふるさと福井」の理解の促進

総合的な学習や新聞を活用した学習活動、こども歴史文化館・県立歴史博物館等での見学などを通して、「ふるさと福井」についての理解を深めます。

○「元気ふくいっ子ふるさと貢献プロジェクト」の推進

小・中・高校生等が身近な地域へ出かけて、地域貢献を実践するプロジェクト学習により、各地域の特色を生かした魅力的なふるさと学習活動を推進します。

<プロジェクトの例>

- ・技術・家庭 … 県産材を活用したものづくり
- ・図画工作・美術 … まちなか美術館の実施 など

○地域資源の活用によるふるさと教育の推進

公民館や社会教育施設等との連携により、地域の教育・文化資源を活用し、人々とのふれあいや自然体験、ものづくり体験、職場体験等、多様な学習を推進します。

○伝統行事等への参加促進

地域において、子どもたちに伝統行事への参加・伝統芸能を体験する機会を提供し、地域の伝統文化を守り育てる活動を促進します。

また、学校や公民館に、文化芸術に精通し、高い知識や技術を持った地域の活動者を招き、子どもたちが指導を受けることのできる機会を充実します。

○先人に学ぶ機会の提供

福井ゆかりの先人の業績を県民に知ってもらい、郷土の誇りとしてもらうため、先人ゆかりの地で先人について学ぶ講座や、ゆかりの地を巡るバスツアーを企画します。

○こども歴史文化館の充実

「こども歴史文化館」は、本県ゆかりの先人（歴史上の人物）や達人（現在様々な分野で活躍する人）の功績を紹介し、それらを通して生きる姿勢や行動力を学ぶ「ふるさと教育」の拠点施設としての役割を果たしています。

これからも、子どもたちに何度も足を運んでもらえるよう、学校や保護者等の意見を採り入れながら、展示や企画内容を充実するとともに、計画的かつ継続的な人物情報の調査研究を進めていきます。

⑥読書活動の推進

近年、テレビやインターネットなど様々な情報メディアの普及や子どもたちの生活環境の変化などを背景として、子どもたちの読書離れが進んでいます。

平成22年度の全国学力・学習状況調査によると、「家や図書館で平日1日当たり30分以上読書をしている」児童生徒の割合は、小学校6年生が 33.0%(全国 35.9%)、中学校3年生が 25.5%(全国 27.3%)と、いずれも全国平均を下回っています。

子どもたちが豊かな教養や感性、多様な価値観等を身につけるためにも、社会全体で読書活動を推進することが大切であり、平成22年3月に県教育委員会が策定した「元気ふくいっ子読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが自主的に本に親しみ、みんなで読書を楽しむ環境づくりが必要です。

○家庭における読書活動の推進

乳児期から絵本に親しむ“ブックスタート事業”や幼児への読み聞かせ活動などにより、家庭での読書活動を進めます。

また、各家庭における「本のある生活」の啓発のため、書棚を設ける「マイ図書館」づくり、家族の外出コースに図書館や書店を入れるなどの働きかけを行います。

○地域における読書活動の推進

地域づくりの核となる児童館や公民館で、子どもの読書への興味・関心を高めるとともに、「子ども文庫」を開設しているボランティア団体の活動への支援、「家庭での読み聞かせ」研修講座や妊婦対象の読書講座の地域開催を推進します。

また、公立図書館での様々なサービスの充実に努めるとともに、小学生への公立図書館貸出カードの普及や、公立図書館から学校図書館や地域の「子ども文庫」等への団体貸出をさらに進めます。

○学校での読書活動の推進

児童生徒の読書習慣の定着のため、学校の実態に応じて全校一斉読書等に取り組むとともに、本の面白さを紹介するブックトークや読み聞かせなどを通して読書意欲の向上を図ります。

また、学校図書館の充実を進め、授業で学校図書館を計画的に活用するとともに、学校図書館サミットなど他の学校と交流する機会を設け、読書活動の盛んな学校の取組みを広げます。

○読書活動を支える環境整備と人材の育成

「子ども読書の日（4月23日）」や読書週間をとらえた読書推進活動など読書に親しむ環境づくりを進めるとともに、各種研修会を通して司書教諭や図書館支援員の資質向上、子どもの読書活動や優良図書の普及を進める読書ボランティアの充実に努めます。

2 健やかな体の育成

①体力・運動能力の向上

福井県の児童生徒の体力や運動能力は、近年の全国調査では全国最上位にありますが、昭和60年頃の水準と比べると低下しています。

また、種目別にみると、持久走やシャトルランなど持久力の高さを示す種目が特に優れている一方で、握力や投力については全国平均以上ではあるものの、さらなる向上が必要です。

小・中学校において、始業前や授業間の大休みを利用した“全校体育”を行う学校が減少し、放課後や休日に屋外で運動する子どもも少なくなっています。

昭和38年から実施している福井県独自の体力テストを引き続き実施し、その分析を踏まえた体力向上策を進める必要があります。

○児童生徒の体力の維持向上

県独自の体力テストを市町とともに継続的に実施するとともに、県体力向上推進委員会での詳細な分析に基づき、各学校における「体力向上推進計画書」の策定を推進し、教科としての体育や全校体育、運動部活動等において体力向上に向けた取組みを充実します。

学校においては、児童生徒に自己の体力の状況等を十分理解させ、より効果的な運動習慣の確立や生活習慣・食習慣の改善を通して、自らが積極的に体力向上に取り組むよう指導するとともに、体力テストの結果を全国平均値や県平均値と比較して分析し、学校における体力向上策に活用します。

また、体育担当教員の指導力の向上のため、種々の学校体育実技指導者講習会を充実します。

○運動部活動の充実

運動部活動は、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わうとともに、身体の発達や体力・運動能力の向上に大きな効果があります。

このため、教育効果と競技力向上に配慮した、専門外の教員でも活用できる「運動部活動ガイドライン」を作成し、スポーツの魅力や優れた技能等を教えることができる指導者の育成と資質向上に努め、適切な運動部活動の運営を促進します。

②健康教育の推進

社会環境の変化は、子どもたちの心身の健康にも大きく影響を及ぼしています。

生活習慣の乱れや心の健康のほかにも、アレルギー疾患や薬物の乱用、性の問題行動等の課題が顕在化してきています。

平成 21 年 4 月に施行された学校保健安全法は、学校保健計画の策定や健康相談の実施など、学校の保健管理を強化し、より組織的・計画的に進めるよう求めています。

また、平成 22 年度学校保健統計調査結果では、本県の児童生徒のむし歯保有率と低視力者の割合が全国に比べ高い状況にあるため、家庭や地域と連携した健康教育を進める必要があります。

○学校保健活動の強化

すべての学校で学校保健計画を作成し、学校保健委員会を中心に、家庭や地域と連携を図りながら、子どもたちの規則正しい生活習慣を培うとともに、健康の保持・増進に向けた学校保健活動を推進します。

感染症やアレルギー疾患、心の健康など児童生徒の健康にかかわる課題が複雑化・多様化していることから、養護教諭を中心とする健康相談体制を強化し、一人ひとりに応じた指導の充実、児童生徒が直面する課題の早期解決に取り組みます。

○子どもたちの「眼と歯の健康プロジェクト」の推進

医療機関や関係団体、家庭との連携により、むし歯や視力低下の予防のため、正しい歯磨きや姿勢等、望ましい生活習慣の定着を促進します。

○薬物乱用防止教育の推進

教員や学校薬剤師対象の講習会を開催して指導者の資質向上を図るとともに、生徒向けの「薬物乱用防止教室」を開催します。

また、小・中・高等学校等の保健体育や特別活動、道徳等の授業で、パンフレットやビデオ等を活用して、児童生徒の発達段階に応じた、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

③食育の推進

「食育」という言葉は、福井県出身の医師・石塚左玄の著書「科学的食養長寿論」の中に日本で初めて使われ、「食」に関する知識と「食」を選択する知識を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを意味します。平成 17 年に公布された食育基本法においても、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置付けられています。

特に、子どもたちに対する食育は、心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものです。

今日、朝食欠食、偏った栄養摂取などの食生活の乱れや食に起因する生活習慣病などの問題が指摘されていますが、学校が、家庭や地域と連携して食育を推進し、児童生徒に対して食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせることが必要です。

○栄養教諭を中心とした学校での食育の推進

すべての学校で「食に関する指導の全体計画」を作成し、教育活動全体を通して食育を進めます。

栄養教諭による指導時間を確保し、ふるさと教育や地産地消の観点から本県の食材や食文化、郷土料理等を取り入れた授業を展開し、食についての関心や理解を深めます。

また、食べ残しのない学校給食の実現に向けて、栄養教諭や学校栄養職員、調理員、給食主任等が子どもたちの味覚に合った献立を開発するとともに、ボランティアを活用して、地域の特産物や伝承料理について体験し、学ぶ機会を設けます。

○「おいしい地場産給食」の実現

学校給食関係者の衛生意識の向上を図り、給食調理場の衛生管理を徹底するとともに、学校給食施設や設備の充実を図ります。

また、学校給食において、安全安心な食材の使用の観点とともに、食への感謝の心を育み、郷土への愛着を深める観点から、地場産食材の積極的な活用を通して地域の農林水産業の恵みについて理解を図るとともに、保護者や生産者等と協力して、規格外の食材の活用について検討します。

○食育推進に向けた家庭・地域への啓発

正しい食習慣の定着を図るため、学校給食をはじめ、学校で行っている「食」に関する指導内容について、家庭や地域に「食育だより」等で積極的に発信します。

3 生徒指導・教育相談体制の充実

①不登校対策の充実

本県の小・中・高等学校における不登校児童生徒の出現率は、ここ数年ほぼ横ばい傾向にあり、高止まりの状況にあります。特に、中学校で不登校になる生徒の半数以上が、小学校の段階から休みがちであったこともわかっており、小学校の早い段階から不登校の未然防止に向けた取組みを系統的・継続的に行うことが必要です。

また、不登校対策の最終目標である児童生徒の将来の社会的自立に向けて、「心の居場所づくり」「絆づくり」を基盤に、人間関係に関わる能力や集団における社会性の育成など「社会への橋渡し」や学ぶ意欲の醸成を学校・学級づくりの基本に据え、「新たな不登校を生まない」という視点に立って教育実践を見直していくことがきわめて重要です。

○未然防止に重点を置いた福井型不登校対策の推進

平成22年8月に策定した「福井県不登校対策指針」に基づき、未然防止・初期対応・自立支援の3つのシステムによる不登校対策を進めます。また、各学校においては、状況調査等により気がかりな児童生徒の把握に努めるとともに、チームで組織的な対応を行います。

さらに、各学校が関係機関と連携しながら的確に初期対応や自立支援対応ができるよう、不登校対策のための教員研修や不登校対策実践事例集の作成配布を進めます。

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの効果的な配置

教育相談体制を一層充実するため、各学校の不登校児童生徒の発生状況等を踏まえながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的に配置します。

○保幼小・小中・中高連携の推進

入学・進学に伴う不登校の発生を抑えるため、保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校のそれぞれの連携を充実します。

また、保育士と教員の合同研修会や、幼児・児童・生徒の体験入学や交流会の開催等により、校種間の円滑な接続のための連携体制を強化します。

②生徒指導・教育相談体制の充実

小・中・高等学校のいじめの認知件数は、調査の定義が見直された平成 18 年度以来、減少傾向にあります。これからも、子どものサインを見逃さない体制を整えるとともに、アンケート調査や個別相談等により、児童生徒一人ひとりに適切に対応する必要があります。

児童生徒の問題行動などに適切に対処するためには、子どもたちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることが大切です。学校・家庭・地域や関係機関などが連携し、子どもを対象とした相談体制の充実を図ることが必要です。

また、近年の携帯電話やインターネットの普及に伴い、児童生徒が有害な情報にさらされたり、トラブルに巻き込まれたりする危険性が増大しています。時には、児童生徒自身が加害者となるケースもあることから、情報モラルの育成が重要です。

○問題行動の未然防止

「学級運営指導書」に基づき、学級担任の力量を高め、いじめが発生しない「通うのが楽しい学級づくり」を進めます。

道徳教育や人権教育など教育活動全体を通して、倫理観や規範意識を高め、他人への思いやりの心を持つ教育活動を推進します。

インターネット等に含まれる有害情報への対策のための教員向けの研修会や、児童生徒と保護者が共に学ぶ機会を設けます。

○教育相談体制の充実と関係機関との連携強化

小・中学校では、スクールカウンセラーや心のパートナーなどを配置し、いじめの兆候をいち早く把握したり、児童生徒が悩みや不安を気軽に相談できる体制を充実するとともに、学級担任等が一人で問題行動を抱え込まず、学校全体として早期に対応できる学校の生徒指導体制づくりを推進します。

また、学校だけでは解決できない問題も多いことから、「児童・生徒問題行動地域対策会議」等を開催して、関係機関と連携した取組みを進めていきます。